

後期高齢者医療の 保険料率等が改定されました



後期高齢者医療は75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の全ての方が加入する医療制度です。

後期高齢者医療制度は、被保険者の方に負担していただく保険料について、医療費の動向をふまえ、2年に1度見直すこととなっています。平成28・29年度の保険料率等が下表のとおり改定されましたのでお知らせします。

※新しい保険料率による平成28年度の保険料額は、前年の所得を基に計算し、7月に決定します。7月中旬に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

平成26・27年度の保険料率
《所得割率》 7.43%
《均等割額》 38,700円
《賦課限度額》 57万円

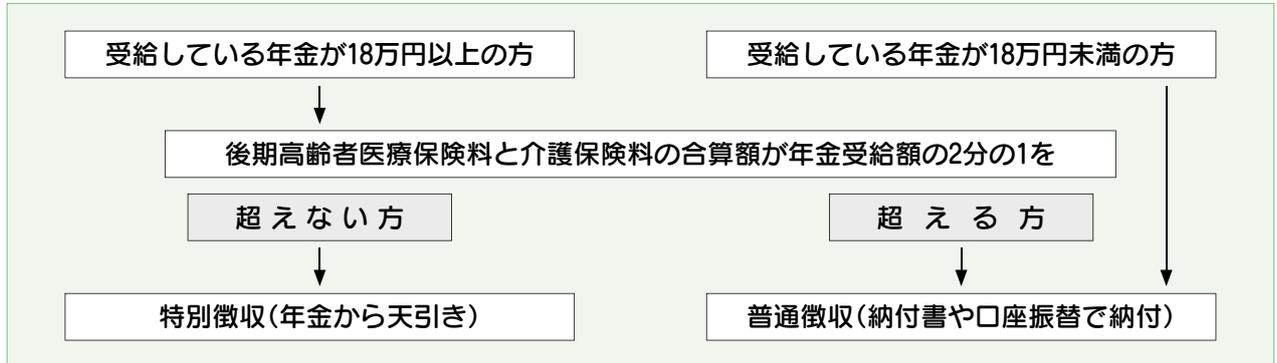


平成28・29年度の保険料率
《所得割率》 7.93% (0.5ポイント増)
《均等割額》 40,400円 (1,700円増)
《賦課限度額》 57万円 (変更なし)

保険料の納め方(特別徴収・普通徴収)

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料が天引きされます。(特別徴収)
特別徴収以外の方は、納付書や口座振替で納めていただきます。(普通徴収)

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定しており、特別徴収される年金は介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。



◎特別徴収 特別徴収の方は、年6回の年金定期払いの際に自動的に保険料が天引きされます。
①4・6・8月は仮徴収として、年間保険料が決定するまでの間は、仮算定された保険料を納めていただきます。基本的に前年度の2月の年金で納めた額が仮徴収額となります。(該当する方には4月に通知しています)

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決定した年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

※年金天引きにならない方
年金額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えてしまう方、年度の途中で75歳になった方、年度の途中で他市町村から転入した方、年度の途中で保険料が減額になった方、年金担保貸付金を返済中または貸付を開始された方、介護保険料が天引きされていない方

◎普通徴収 普通徴収の方は、納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。
※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申込が必要ですので、取扱金融機関でお申込ください。